

ヤクリコンテナート
ご利用ガイド
【長期】

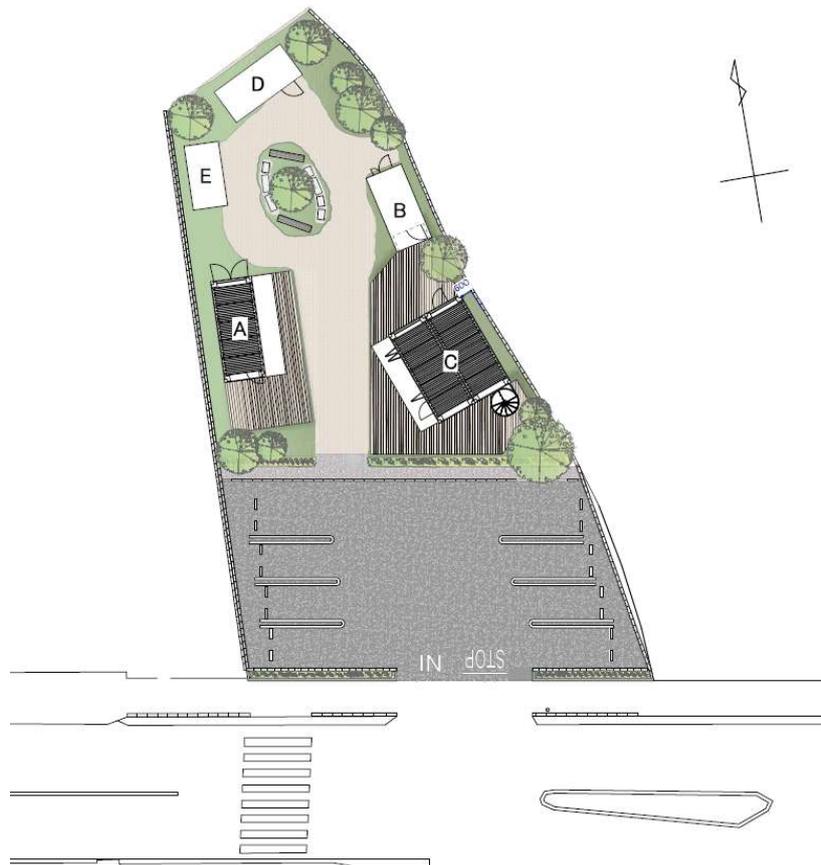
■全体概要

ヤクリコンテナートは、「トライアルで飲食店を出してみたい」「新しいメニューをテストしてみたい」「お気に入りの雑貨を売ってみたい」「将来お店を持つための予行演習をおこなってみたい」などなど、自分でお店をやってみたいとの思いを持った方に、手軽にお店を開いていただくことができるコンテナ施設です。

長期利用の場合、3ヵ月間コンテナ利用料が無料

※コンテナ利用料が無料の期間も、各月ごとに共益費（駐車場使用料、光熱費等を含む）がかかります。

※4ヵ月以降もご利用の場合はコンテナ利用料が発生します。



お問合せ：ヤクリコンテナート運営事務局（以下、事務局）

住 所：香川県高松市牟礼町牟礼字川原2125番2

連絡先：0120-808-438（月～土 8:30～17:30）

ホームページより <https://yakuri-contenart.jp/>

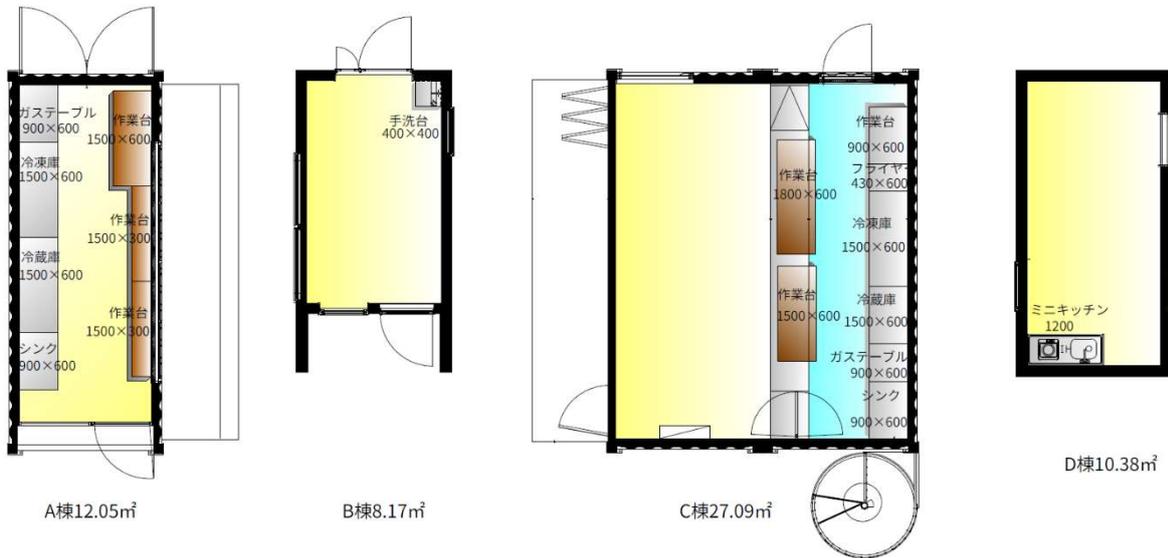
■ コンテナ施設概要

コンテナ施設について

ヤクリコンテナートには全部で4タイプのコンテナ施設（A棟 B棟 C棟 D棟）があります。ファストフードや本格的なレストランが運営できる飲食店向けのコンテナ施設と、各種物販や理美容、カルチャー教室やワークショップなど、多目的に利用できるコンテナ施設をご用意しています。

それぞれコンテナの広さや設備が違います。

運営する店舗の内容に適したコンテナ施設をお選びください。



	m ²	備 品	主な用途
A棟	12.05	・レンジフード付きガステーブル ・冷凍冷蔵庫（ロータイプ） ・二槽シンク ・作業台 3台	・テイクアウト ・飲食 ・サービス
B棟	8.17	・簡易手洗い（冷水のみ）	・サービス
C棟	27.09	・レンジフード付きガステーブル ・冷凍冷蔵庫（ロータイプ） ・二槽シンク ・フライヤー ・作業台 3台 ・移動式カウンター	・レストラン （棟内で飲食可） ・飲食 ・サービス
D棟	10.38	・ミニキッチン（IH機器）	・サービス

※全棟、換気設備・エアコン完備、防犯システム完備

※C棟のテラス・屋上部分は、施設利用者様の共有スペースとなります。

利用期間について

初回利用期間は3カ月間（コンテナ利用料無料期間）とし、以降はコンテナ利用料有料にて3カ月ごとに利用更新していただくことができます。

例）8月10日に利用開始の場合、11月9日をもって3カ月とします。

※3カ月の期間には店舗の設営や撤収期間も含まれます。

更新を希望の場合は、使用期間終了1カ月前までに更新の意向をお知らせください。

※利用期間終了1カ月前より次回利用者の予約を開始いたします。

利用時間について

ヤクリコンテナートの営業時間は8：00～22：00となっています。

上記時間内にて店舗の開店準備から運営、撤収までを行っていただきます。

利用料について

コンテナ施設のご利用には下記の費用が発生します。

- ・ 共益費（駐車場利用料・光熱費などを含む）
- ・ コンテナ利用料（初回3カ月間は無料）
- ・ 事務手数料（3,000円 初回のみ）

以下の表の通りとなります。

	金額	←初回 使用期間			←更新 (1回目)			←更新 (2回目)		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
A棟	40,000円									
B棟	30,000円									
C棟	50,000円									
D棟	30,000円									
A棟	70,000円									
B棟	50,000円									
C棟	120,000円									
D棟	50,000円									

(税込)

■ 利用上の注意事項

■ 利用の条件について：

- ・ヤクリコンテナートは、店舗運営やイベント運営等の目的でご利用いただけます。宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他、非常識な行為等によるご利用は固くお断り致します。
- ・利用申込にて事前審査を行い、利用条件に適さない場合はお断りさせていただく場合があります。
- ・飲食の営業（販売を含む）を伴う場合は、利用者によって営業許可を得たものに限りま

■ 利用時間について：

- ・利用可能時間は、8：00～22：00です。
- ・設営、撤収を含め、利用時間内でのご利用を厳守して下さい。

■ 大型車両搬入出の場合：

- ・大型車両での搬入出を希望の利用者は、お申し込みの際、事前に車両使用申告をしていただく場合がございます。

■ 火気使用について：

- ・備えつけのIH機器やガス機器の使用は可能ですが、それ以外の裸火・直火の使用は厳禁です。それ以外の燃焼機器を持ち込み、使用したい場合は事務局にご相談下さい。

■ お手洗いについて：

- ・施設内のトイレをご利用下さい。（洋式男子×1、洋式女子×2）

■ 清掃について：

- ・ご利用後、必ず利用したスペースを清掃の上、撤収して下さい。
- ・発生したゴミは、各自お持ち帰りいただきますようお願いします。
- ・施設内のゴミ箱へ破棄することはご遠慮下さい。

■ ご利用中止判断について：

- ・気象情報に基づき、荒天・強風等で被害が生じる可能性があるとして事務局が判断した場合（※）は、ご利用を中止させていただく場合がございます。

※ご利用中、気象庁から警報（大雨、強風、洪水、大雪）または、特別警報が発表された（されていた）時。

※ご利用中、利用者または来場者に危害が及ぶ可能性があるとして判断した時。

ご利用前の場合は、前日の15時までに事務局よりご連絡を致します。

ご利用中の場合は、安全第一の行動をお願い致します。

■初回使用期間（1 ヶ月～3 ヶ月）のキャンセルについて：

・利用申込後、やむを得ずキャンセルする場合には、事務手数料と共益費 1 ヶ月分（合計 33,000 円）をいただきます。

■更新後（4 ヶ月以降）のキャンセルについて：

・利用申込後、やむを得ずキャンセルする場合には、下記の通りキャンセル料が発生致します。予めご了承下さい。

<利用 30 日前までにキャンセルした場合>

キャンセル料はいただきません。

<利用 11 日～29 日前までにキャンセルした場合>

共益費・コンテナ利用料 1 ヶ月分の 50%をキャンセル料としてお支払いいただきます。

<利用 10 日～当日までにキャンセルした場合>

共益費・コンテナ利用料 1 ヶ月分の 100%をキャンセル料としてお支払いいただきます。

■お支払いについて

・お振込みによる事前払いとさせていただきます。

必ず指定期日までに、指定の口座へご入金いただきますようお願い致します。

万が一、お支払いに不備があった場合、ご利用をお断りする可能性がございます。

■免責及び損害賠償について：

・当施設利用中の展示物、及び利用者・参加者がお持ち込みになられた物（貴重品を含む）等の盗難、破損事故、人身損害については、その原因の如何を問わず当方は一切の責任を負いません。

・天変地異、関係各省庁からの指導、その他、当方の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。

・コンテナ施設内外の構築物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償致します。

・その他、利用者が本規約に違反したことによって、当方が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求致します。

■関係諸官庁への提出について：

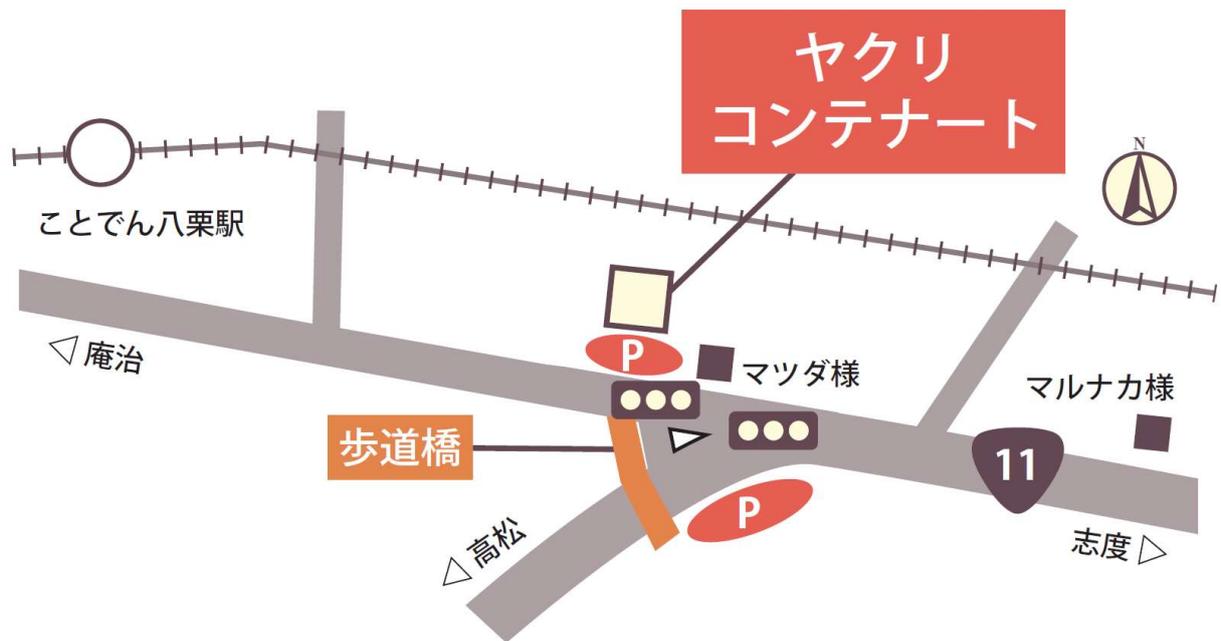
・関係法令の遵守を基本とし、本施設利用に際して許可が必要な場合、関係諸官庁への届け出及び許可申請等や関係機関への届出等は、利用者自らで行って下さい。

万が一、申請・届け出不備のために本施設の利用が不能となった場合、事務局はその責任を負いません。

■ ご利用手順

ご利用日 半年～1ヵ月前	利用者	①お問い合わせ： ・HPよりご利用ガイドをご確認の上、 Webお問い合わせフォームよりエントリーして下さい。
↓		
お問い合わせ フォーム到着後	事務局	②契約内容のご説明： ・運営事務局に直接ご来店いただくか、オンラインでのご説明となります。
↓		
—	利用者	③利用申込書等送付 【必要書類】 1) 利用申込書 2) 身分証明書（運転免許証もしくはマイナンバーカード） 3) 営業許可証 4) 食品衛生管理者証 5) PL保険証書 ※3～5は飲食関連利用の場合。
↓		
利用申込書等到着後 1週間以内	事務局	④審査・利用可否のご連絡：
↓		
審査後 1週間以内	利用者 事務局	⑤ご契約の締結： ・運営事務局にご来店下さい。
↓		
契約締結後 1週間以内	事務局	⑥事務手数料/共益費等請求書を発行、送付： ・事務局よりご請求書を発行いたします。
↓		
請求書到着後 期限内	利用者	⑦事務手数料/共益費等のお支払い： ・請求書に記載の金額を指定の期日までにご入金ください。 ※振込手数料は、利用者様のご負担とさせていただきます。ご了承下さい。 ※支払期日までにご入金を確認できない場合、出店をお断りさせていただく場合がございます。
↓		
ご利用当日	利用者 事務局	⑧ご利用当日： ・利用規約に則り、健全なご利用をお願い致します。

■ 近隣駐車場ののご案内



＜ヤクリコンテナート施設利用規約＞

ヤクリコンテナート施設利用規約（以下、本規約）は、高松市牟礼町にて「ヤクリコンテナート」（以下、本施設）を運営するヤクリコンテナート運営事務局（以下、事業主）と本施設を利用する利用者（以下、利用者）との間で、利用に関わる条件を定めたものです。また、本施設の利用時に行われる業務等の経営は、事業主から独立して行われることを前提とします。

1. 利用申込資格と制限

(1) 利用申込資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り、申込をすることができます。（①～④は、イベント内容に食品の販売等を含む場合に限りします。）

- ① 公的機関の発行する、高松市内にて有効な「営業許可証」を有する者。
- ② 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を取得している者。
- ③ 生産物賠償責任保険等に加入している者。
- ④ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者。

(2) 利用申込制限

- ① 国税及び地方税を滞納している者。
- ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
- ③ 法律行為を行う能力を有しない者。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている方又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされているなど、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ⑤ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

2. 利用条件

- (1) 利用申込書に記載いただいた「開催期間」を踏まえ、事業主にて調整、決定し、利用者へ通知します。

- (2) 利用時間

原則 8：00 から 22：00 まで本施設利用可能時間とし、利用時間内に準備・清掃・撤収を行って下さい。また、時間の短縮及び延長は、利用者の申し出により可能とする場合があります。

- (3) コンテナ施設

利用申込書に記載いただいた「コンテナ施設」を踏まえ、事業主にて調整、決定し、利用者へ通知します。なお、コンテナ施設の種類としては以下のとおりとなります。

- ① A棟
- ② B棟
- ③ C棟

④ D棟

コンテナ利用料

以下の表の通りとなります。

	金額	←初回 使用期間			←更新 (1回目)			←更新 (2回目)		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
A棟	40,000円									
B棟	30,000円									
C棟	50,000円									
D棟	30,000円									
A棟	70,000円									
B棟	50,000円									
C棟	120,000円									
D棟	50,000円									

(税込)

初回使用期間は3ヵ月とし、3ヶ月ごとに更新可能。

更新を希望する場合は、使用期間終了1ヵ月前までに更新の意向を通知して下さい。

(4) イベント種類

・ヤクリコンテナートは、マルシェやイベント等でご利用いただけます。宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他非常識な行為等によるご利用は固くお断りいたします。

・利用申込書にて事前に申請をし、許可を得たものに限りませす。尚、飲食の営業（販売を含む）を伴う場合は、利用者によって営業許可を得たものに限りませす。

(5) 原状回復

・利用期間が終了した場合、又は事業主が利用許可を取り消した場合、利用者の負担により、事業主が指定する期日までに、本施設を現状に回復していただきます。その際、利用者により持ち込まれた備品、食材等は、各自で責任を持ってお持ち帰り下さい。

・利用者は、その責任で本施設を清掃し、ごみ等は全て各自処分を行って下さい。施設内のごみ箱に投棄することは固くお断りいたします。

(6) 禁止事項

利用者は、以下に該当する行為を行ってはいけません。万が一にも、利用者の行為がこれらに該当すると判断した場合は、直ちに利用許可を取り消すことがございます。

- ・法令又は公序良俗に反する行為。
- ・周辺住民や他利用者等の迷惑となるような言動・行為。

- ・利用申込書記載のイベント内容以外での利用。
- ・施設、設備等を汚損、破損させる恐れのある行為。
- ・裸火・直火の使用。
- ・大音量、振動、悪臭の発生等、周囲に迷惑又は不快感を及ぼす恐れのある行為。
- ・宗教活動又は政治活動に関する利用。
- ・当施設又は付帯設備の全部又は一部へテープ貼りやくぎ打ちを行う行為。(※原状回復が可能な装飾のみ可。)
- ・共用部分への造作や物品等の設置もしくは放置。
- ・スモーク、臭気等の発生する装飾もしくは演出。
- ・本施設の利用権の全部又は一部を第三者へ譲渡・転貸すること。
- ・その他、管理・運営上、不適切と認められる行為。

(8) その他

- ・大型車両搬入出をご希望の方は、お申し込みの際、事前に車両使用申告をしていただく場合がございます。
- ・他利用者や近隣住民に十分配慮の上、ご利用下さい。
- ・利用中の本施設の管理、秩序維持、盗難防止、事故防止等は、利用者が責任を持って行って下さい。
- ・食中毒等、食品販売行為に関する事故等に対しては、事業主は責任を負いかねますので、各自PL保険（生産物賠償責任保険）等にご加入下さい。
- ・不時の災害や事故等に備え、本施設ご利用前に消火器の位置等を確認して下さい。
- ・法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、利用者の責任と負担で実施して下さい。万が一、申請・届け出不備のために本施設の利用が不能となった場合、事業主はその責任を負いません。
- ・お手洗いをご利用の際は、施設内のトイレをご利用下さい。
- ・出店日には自身でゴミ箱を設置し、ごみは各自で持ち帰るようにして下さい。
- ・その他、ご利用に関しては、事業主の担当者と相談の上、その指示に従って下さい。

3. 損害賠償

- ・本施設を含む建物又はその内外の設備及び備品等を毀損、汚損、紛失等により事業主又は第三者に損害を与えた場合、利用者は速やかに事業主に連絡して下さい。
- ・上記損害については、利用者によるその損害の一切を賠償していただきます。
- ・その他、本規約に違反した場合、事業主は、利用者に対して損害賠償を請求することがあります。

4. 免責

本施設利用に伴う利用者の事業等は、事業主とは経営が異なるものであり、人身事故及び物品等の盗難・破損事故、食中毒等の全ての自己及びトラブルについては、事業主は一切の責任を負いません。

5. 利用の申込みにあたって

- ・本施設の利用は、事前予約制になります。下記の利用手順に沿って事前に予約を行って下さい。
- ・予約確定後は、下記の既定のキャンセル料が発生しますのでご注意下さい。

【利用手順】

(1) コンテナ利用ガイドのご確認、エントリー：

コンテナ利用ガイドをご一読いただき、利用条件を満たしているかなどご確認ください。
HPのエントリーフォームから必要事項を送信して下さい。

(2) 利用申込書を提出：

運営事務局から契約内容のご説明を受けたのち、利用申込書を下記の必要書類と共にご提出下さい。

- ①身分証明書の写し1部
- ②営業許可証の写し1部
- ③食品衛生責任者(又はそれに代わる資格証明書)の写し1部
- ④PL保険証書の写し1部

(②～④については、イベント内容に食品の販売等を含む場合に限りです。)

お申込みは、ご利用希望日の半年前から1ヵ月前まで可能です。

(3) ご契約の締結：

利用申込書の内容等を踏まえ、本施設の利用可否を判断し、利用申込書到着後1週間以内に事務局よりご連絡（電話又はメール）させていただきます。

利用が可であると判断した場合は、ご契約を締結いたします。

(4) 事務手数料・共益費等のご入金

事前払いとなります。

事務手数料・共益費等の請求書が到着後、請求書に記載の期日までにご入金ください。

※利用に関する一切のご入金につきましては、振込手数料をご利用者様負担とさせていただきます。

※利用料等の入金 が 期日までに確認できない場合には、本施設は利用できません。

(5) その他

万が一、お支払いに不備があった場合、ご利用をお断りする可能性がございます。

【キャンセルについて】

(1) 初回使用期間のキャンセルについて

・利用申込後、やむを得ずキャンセルする場合には事務手数料(3,000円)と共益費1ヵ月分(30,000円)をいただきます。

(2) 更新後のキャンセルについて

・利用申込後、やむを得ずキャンセルする場合には、速やかに事務局までご連絡下さい。尚、キャンセルの場合、下記の通りキャンセル料が発生致します。予めご了承下さい。

<利用30日前までにキャンセルした場合>

キャンセル料はいただきません。

<利用11日～29日前までにキャンセルした場合>

共益費・コンテナ利用料1ヵ月分の50%をキャンセル料としてお支払いいただきます。

<利用10日～当日までにキャンセルした場合>

共益費・コンテナ利用料1ヵ月分の100%をキャンセル料としてお支払いいただきます。

利用30日前まで	利用11日～29日前	利用10日～当日
0%	共益費・コンテナ利用料 1ヵ月分料金の50%	共益費・コンテナ利用料 1ヵ月分の100%

【関係諸官庁への提出】

関係法令の遵守を基本とし、本施設利用に際して許可が必要な場合、関係諸官庁への届け出及び許可申請等や関係機関への届出等は、利用者自らで行って下さい。万が一、申請・届け出不備のために本施設の利用が不能となった場合、事業主はその責任を負いません。